改正案

現行

(改正) 令和4年4月20日4都環公地温第17 9号

(助成対象車両)

第4条 助成対象車両は、実施要綱第4 1(2)に掲げる要件及び別表第1に掲げる自動車検査証の記載事項の要件を満たすものとする。ただし、都の他の同種の助成金の交付を重複して受けるもの、自動車販売業者が販売促進活動(展示・無料での試乗等)に使用するもの及び助成対象者(助成対象者がリース事業者の場合は助成対象車両の借主)の自社製品を除く。

なお、実施要綱第4 1 (2) <u>工</u>及び別表1の要件は、初度登録日から継続して満たしているものであること。

(本助成金の交付決定及び助成額の確定)

第8条 公社は、前条第1項の規定により本助成金の交付の申請を受けた場合は、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の基金の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行い、交付する場合にあっては交付すべき本助成金の交付額の確定を行う。

- 2 公社は、前項の規定による本助成金の交付決定の審査に当たっては、当該申請がリース事業者によるものである場合は、あらかじめ月々のリース料金に助成金相当額分の値下げが反映されていることを確認するものとする。
- 3 公社は、前条第1項の申請をした助成対象者に対し、第1項の決定において、本助成金を交付する場合にあっては助成金交付額確定通知書(第2号様式)により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。
- 4 公社は、第1項の規定により本助成金の額を

(助成対象車両又は機器)

第4条 助成対象車両は、実施要綱第4 1(2) に掲げる要件及び別表第1に掲げる自動車検査 証の記載事項の要件を満たすものとする。ただ し、都の他の同種の助成金の交付を重複して受け るもの、自動車販売業者が販売促進活動(展示・ 無料での試乗等)に使用するもの及び助成対象者 の自社製品を除く。

なお、実施要綱第4 1 (2) ウ及び別表1 の要件は、初度登録日から継続して満たして いるものであること。

(本助成金の交付決定及び助成額の確定) 第8条 公社は、前条第1項の規定により本助成金の交付の申請を受けた場合は、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の基金の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行い、交付する場合にあっては交付すべき本助成金の交付額の確定を行う。

2 公社は、前条第1項の申請をした助成対象者に対し、第1項の決定において、本助成金を交付する場合にあっては助成金交付額確定通知書(第2号様式)により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。3 公社は、第1項の規定により本助成金の額を確定したときは、速やかに前項の規定により本助成金の交付額確定の通知を受ける助成対象者(以下「被交付者」という。)に対し本助成金を支払うものとする。

確定したときは、速やかに前項の規定により本助 成金の交付額確定の通知を受ける助成対象者(以 下「被交付者」という。)に対し本助成金を支払 うものとする。

(交付の条件)

第9条 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、被交付者に対し、交付の条件として、次に掲げる条件を付すものとする。

- 一 (現行のとおり)
- 二 交付決定を受けた日の属する年度から起 算して4か年度にわたって助成対象車両の当該 各年度の稼働状況等について、翌年度の6月末日 までに使用状況報告書(第4号様式)及び別表第 3に掲げる書類を公社に提出すること。

なお、助成対象者がリース事業者の場合にあって は、助成対象車両を使用するカーシェアリング事 業又はレンタカー事業を営む者が都に当該報告 を行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第21条 次の各号に掲げる本事業に係る手続に ついては、公社が指定する電子情報処理組織を使 用する方法により行うことができる。

- 一 第7条第1項並びに第4項の規定に基づく本助成金の交付申請
- 二 第9条二の規定に基づく使用状況の報告
- 三 第17条第2項の規定に基づく取得財産等 処分の承認の申請

(その他必要な事項)

第<u>22</u>条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うため必要な事項は、公社が別に定める。

附 則(令和3年6月29日付3都環公地温第679号)

この要綱は、令和3年6月29日から施行する。

(交付の条件)

第9条 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、被交付者に対し、交付の条件として、次に掲げる条件を付すものとする。

一 (略)

二 交付決定を受けた日の属する年度から起算して4か年度にわたって助成対象車両の当該各年度の稼働状況等について、翌年度の6月末日までに使用状況報告書(第4号様式)及び別表第3に掲げる書類を公社に提出すること。

(その他必要な事項)

第<u>21</u>条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うため必要な事項は、公社が別に定める。

附 則(令和3年6月29日付3都環公地温第679号)

この要綱は、令和3年6月29日から施行する。

附 則(令和4年4月20日付4都環公地温 第179号)

この要綱は、令和4年4月27日から施行する。

別表第1自動車検査証の記載事項の要件(第4条 別表第1自動車検査証の記載事項の要件(第4条 関係)

自動車検	通常の購	助成対	割賦販売
査証中の	入の場合	象 者 が	(※) で購
欄名		リース	入する場合
		事業者	
		の場合	
所有者の	助成対象	助成対	自動車販売
氏名又は	者と同一	象者と	業者又はロ
名称	名義	同一名	ーン会社等
		<u>義</u>	
使用者の	助成対象	貸与先	助成対象者
氏名又は	者と同一	の名義	と同一名義
名称	名義		

※割賦販売:売主が、買主に対し、当事者間で合 意した期間にわたり月賦、年賦その他の割賦の方し販売すること。 法により分割して販売代金を買主から受領し、か つ、当該代金の全部の支払の義務が履行されると きまで所有権が売主に留保されることを条件に 販売すること。

別表第2(第7条関係)

1	助成金交付に係る申請書(第1号様式)
2	助成対象者の登記事項証明書(現在事項全
	部証明書又は履歴事項全部証明書)
	※法人の場合のみ必要。ただし、地方公共
	団体を除く。
	※リース事業者の場合、貸与先が法人の場
	合は、貸与先のものも合わせて必要
	※申請日時点で、発行日から3か月以内の
	ものに限る。
3	助成対象者の個人事業税納税証明書又は
	個人事業の開業・廃業等届出書
	※個人事業主の場合に必要
	※リース事業者で、貸与先が個人又は個人

関係)

自動車検査証	通常の購入の	割賦販売 (※)
中の欄名	場合	で購入する場
		合
所有者の氏名	助成対象者と	自動車販売業
又は名称	同一名義	者又はローン
		会社等
使用者の氏名	助成対象者と	助成対象者と
又は名称	同一名義	同一名義

※割賦販売:売主が、買主に対し、当事者間で合 意した期間にわたり月賦、年賦その他の割賦の方 法により分割して販売代金を買主から受領し、か つ、当該代金の全部の支払の義務が履行されると きまで所有権が売主に留保されることを条件に

別表第2(第7条関係)

	5)3/4/2 T 5/11/2 D 11/4 D 1/4/5/5/5/5/5/5/5/5/5/5/5/5/5/5/5/5/5/5/
2	助成対象者の登記事項証明書(現在事項全
	部証明書又は履歴事項全部証明書)
	※法人の場合のみ必要。ただし、地方公共
	団体を除く。
	※申請日時点で、発行日から3か月以内の
	ものに限る。
3	助成対象者の個人事業税納税証明書又は
	個人事業の開業・廃業等届出書
	※個人事業主の場合に必要
	※納税証明書は完納を証明した直近のも
	のに限る。
4	法人都民税納税証明書又は法人設立・設置

1 助成金交付に係る申請書(第1号様式)

	,
	事業主の場合は、貸与先のものが必要
	※納税証明書は完納を証明した直近のも
	のに限る。
4	法人都民税納税証明書又は法人設立・設置
	届出書
	※法人で登記事項証明書に東京都内の事
	業所の記載がない場合のみ必要
	※納税証明書は完納を証明した直近のも
	のに限る。
5	自家用自動車有償貸渡業許可申請書
	※レンタカー事業者の場合、以下のいずれ
	かの書類でも可とする。
	・申請日時点の貸渡料金が記載された書類
	・申請日時点の貸渡約款
	・国土交通省関東運輸局東京運輸支局に提
	出した直近年度の貸渡実績報告書
	・国土交通省関東運輸局東京運輸支局に提
	出した直近年度の事務所別配置車両数一
	覧表
	※リース事業者の場合、貸与先のものが必
	要
6	自家用自動車有償貸渡業許可書
	※レンタカー事業者の場合、レンタカー事
	業者証明書でも可とする。
	※リース事業者の場合、貸与先のものが必
	要
7	購入車両(購入した電気自動車、プラグイ
	ンハイブリッド自動車又は燃料電池自動
	車をいう。以下この表において同じ。)の
	代金に係る請求書又は注文書(車両本体価
	格(税抜)及び車名・グレードが確認でき
	るもの。)
8	購入車両の代金の支払に係る領収書
9	購入車両の自動車車検証
10	振込先口座が確認できる書類
<u>11</u>	購入車両に係るリース契約書
	※リース契約を締結したリース事業者の
	場合のみ必要
	※リース契約を締結したリース事業者及

	届出書
	※法人で登記事項証明書に東京都内の事
	業所の記載がない場合のみ必要
	※納税証明書は完納を証明した直近のも
	のに限る。
5	自家用自動車有償貸渡業許可申請書
6	自家用自動車有償貸渡業許可書
	※レンタカー事業者の場合、レンタカー事
	業者証明書でも可とする。
7	購入車両(購入した電気自動車、プラグイ
	ンハイブリッド自動車又は燃料電池自動
	車をいう。以下この表において同じ。) の
	代金に係る請求書又は注文書(車両本体価
	格(税抜)及び車名・グレードが確認でき
	るもの。)
8	購入車両の代金の支払に係る領収書
9	購入車両の自動車車検証
10	振込先口座が確認できる書類
<u>11</u>	その他公社が必要と認める書類

	び事業者又は個人双方の印があるもの。
	※リース料金から助成金相当額以上が差
	し引かれている記載があるもの
<u>12</u>	貸与料金の算定根拠明細書(第9号様式)
	※リース契約を締結したリース事業者の
	場合のみ必要
	 ※次の場合は省略可
	※12 の契約書で助成金相当額以上が差し
	引かれており、かつ契約書に申請者及び貸
	与先双方の印があるもの。
13	その他公社が必要と認める書類